
株式会社 三栄建築設計 定款

株式会社三栄建築設計

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、株式会社三栄建築設計と称し、英文は、SANEI ARCHITECTURE PLANNING CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用
2. 住宅建築に関する設計及び施工
3. 建築資材・日用品雑貨・インテリア用品の輸入及び販売
4. 損害保険代理業
5. 金融商品取引業法に基づく第二種金融商品取引業（信託受益権の仲介業）
6. HEMS(Home Energy Management System)を活用した住宅サービスの提供及びそれに伴うアプリ配信等その他広告業
7. 建築設計・建築施工・CAD・不動産全般に関するイベント、セミナー、講演会、各種教室、学習塾等の企画、立案、運営、管理及び実施
8. 不動産の開発、運用及び投資事業
9. ホテル及び各種リゾート施設等の建設、運営並びに管理
10. リネンサプライ業務
11. 住宅瑕疵担保、住宅の検査・審査・評価・証明、住宅履歴等の取次業務
12. 不動産特定共同事業
13. 労働者派遣事業
14. 前各号に附帯関連するコンサルティング業務
15. 前各号に附帯する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都杉並区に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、59,200,000 株とする。

第 6 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 9 条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 10 条 (基準日)

当社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条 (招集)

定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第 12 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- (2) 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 14 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- (2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第 15 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 （株主総会の議事録）

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条 （取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第 18 条 （取締役の員数）

当社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条 （取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 20 条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 （代表取締役及び役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- (2) 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- (3) 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 （取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 23 条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す

ることができる。

第 24 条 （取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 25 条 （取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 26 条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 27 条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条 （取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条 （監査役会の設置）

当社は、監査役会を置く。

第 31 条 （監査役の員数）

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 32 条 （監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条 （監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査

役の任期の満了する時までとする。

第 3 4 条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 3 5 条 （監査役会の招集）

監査役会の招集権者及び議長は、監査役会で決定する。

- (2) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- (3) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 3 6 条 （監査役会の決議の方法）

監査役会の決議の方法は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席監査役の過半数をもって行う。

第 3 7 条 （監査役会の議事録）

監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。

第 3 8 条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 3 9 条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 4 0 条 （監査役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- (2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 4 1 条 （会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第 4 2 条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 4 3 条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定

時株主総会において再任されたものとみなす。

第 4 4 条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 4 5 条 （会計監査人の責任限定）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

第 4 6 条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

第 4 7 条 （期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 4 8 条 （中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

第 4 9 条 （配当金の除斥期間等）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

（2） 未払の期末配当金及び中間配当には利息をつけない。

平成 5 年 9 月 29 日施行
平成 16 年 7 月 31 日改訂
但し、第 7 条については、
平成 16 年 9 月 7 日実施
平成 17 年 6 月 6 日改訂
平成 17 年 6 月 30 日改訂
平成 18 年 4 月 27 日改訂
平成 18 年 11 月 28 日改訂
平成 19 年 11 月 28 日改訂
平成 20 年 11 月 27 日改訂
平成 21 年 11 月 26 日改訂
平成 22 年 3 月 1 日改訂
平成 22 年 11 月 25 日改訂
平成 23 年 2 月 1 日改訂
平成 23 年 12 月 1 日改訂
平成 24 年 11 月 27 日改訂
平成 27 年 11 月 24 日改訂
平成 28 年 11 月 28 日改訂
平成 29 年 11 月 28 日改訂
令和 2 年 11 月 26 日改訂